

# 米子市洪水ハザードマップ作成に係るプロポーザル実施要領

## 1 目的

本市で使用している洪水ハザードマップを更新するため、提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を評価し、本業務に最も適した事業者を契約候補者として選定する。

## 2 事業内容

### (1) 件名

米子市洪水ハザードマップ作成更新業務

### (2) 概要

ア 国、県等から提供されるデータを元に本市洪水ハザードマップを作成すること。

なお、成果品は本市が使用する統合型GISに搭載する前提で作成すること。

※統合型GISへ搭載する費用は本業務に含まない。

※統合型GISの仕様等についての問い合わせ先

アジア航測（株）出雲営業所 電話 0853-23-7401 担当：本山（もとやま）様  
イ 詳細は「米子市洪水ハザードマップ作成更新業務委託仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約日から平成30年11月30日まで。

### (4) 提案上限額

上限額6,156,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア この金額は契約価格ではない。

イ 提案金額はこの上限額を超えてはならない。

### (5) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 平成29・30年度米子市建設工事入札参加資格者名簿に「測量」を登録区分として登録されている者。

イ 平成25年度以後において、地方公共団体のハザードマップの導入実績（元請に限る。）があること。

ウ 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

### 3 手続き等

#### (1) 担当部署

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総務部防災安全課 担当：坂本

電話：0859-23-5337 E-mail：[bousai@city.yonago.lg.jp](mailto:bousai@city.yonago.lg.jp)

#### (2) 提出書類

##### ア 参加希望及び参加資格に関する申立書

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の掲げる書類を平成30年6月1日正午までに担当部署へ提出すること。なお、郵送による申込は書留郵便によることとし、平成30年6月1日正午までに到着したものに限り、受け付ける。

- ・「参加希望及び参加資格に関する申立書」【様式1】 1部
- ・「役員等調書兼照会承諾書」【様式2】 1部

##### イ 提案書等

アの参加希望を提出した者は、次の掲げる書類を平成30年6月6日正午までに担当部署へ提出すること。なお、郵送による申込は書留郵便によることとし、平成30年6月6日正午までに到着したものに限り、受け付ける。

なお、提案書等には、別紙「提案書等記載項目」に示す内容を記載すること。

- ・「提案書」 8部
- ・「提案見積書」【様式3】 1部

#### (3) 質問の方法

本プロポーザルに関する質問は、質問内容を簡潔にまとめ、担当部署へ電子メールまたは持参により提出すること。

ア 提出期限は、平成30年5月29日正午までとする。

イ 回答は参加希望を提出した者のすべてに対し、随時電子メールで行う。

ウ 最終の回答は、平成30年5月30日までに電子メールで回答する。

#### (4) 審査方法等

ア 本プロポーザルにおける審査は、担当部署及び審査委員が行う。

##### イ 第1次審査

(ア) 参加希望者が5社を超えた場合に実施し、参加資格を有するものから提出された「提案書」を第1次審査評価基準に沿って担当部署が評価し、その結果により5社を選出する。

参加希望者が5件を超えない場合は、参加資格を有するものすべてを選出する。

(イ) 第1次審査結果について、平成30年6月8日にすべての提案書提出者へ文書で通知する。

第1次審査合格者については、第2次審査実施日についても、合わせて通知

する。

(ウ) 第1次審査では、提案書を評価項目ごとに以下の配点で採点する。

選考基準	審査の視点	配点
業務実績	過去5年間の同種の実績とその中で有効な施策展開につながったものがあるか。	15
実施体制	業務実施責任者等は、同種及び類似業務の経験を十分に有しているか。また、専任性が確保されているか。 業務遂行のための適切な組織体制があるか。	10
現状把握	現行ハザードマップの修正必要箇所等の問題点、課題等について把握をしているか。	15
業務内容①	現段階で構想しているハザードマップの内容がわかりやすいものとなっているか。	15
業務内容②	その他、提案内容が防災・減災に具体的ににつながるものとなっているか。 (平常時からの防災知識の向上につながるものとなっている、表記内容等に工夫をしている など)	15
実施スケジュール	提案内容に見合った実施スケジュールとなっているか。	10
見積金額	見積書記載の金額	20
合計		100

#### ウ 第2次審査

(ア) 提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、担当部署及び審査委員により評価を行う。

実施日は、平成30年6月14日、15日に別途通知する時間とし、1社当たり90分以内とする。

(イ) プレゼンテーション終了後、平成30年6月20日までに電子メールでプレゼンテーションの内容に関する質問する場合がある。その場合、平成30年6月22日正午まで回答を受け付ける。

(ウ) 第2次審査の結果により、最も高い得点を得た提案を最優秀案として選定し、当該提案をした者と実契約に向けた交渉を開始する。

(エ) 第2次審査の審査結果については、平成30年6月29日頃に第2次審査対象者に文書で通知する。

#### 4 提案書記載内容

##### (1) 業務遂行能力

###### ① 本業務に取り組む基本方針

本業務に取り組むにあたり、基本的な方針を提示すること。

###### ② 会社概要

会社概要、資格、導入実績を提示すること。

③実施体制

取組み体制を具体的に提示すること。(技術者の氏名、保有資格等含む)

④プロジェクト管理体制

プロジェクト管理体制を提示すること。

(2) ハザードマップ作成業務

①作成業務の方針

基本方針、作業全体の役割分担を提示すること。

②実施スケジュール

実現可能なスケジュールを提示すること。

(3) その他

①追加提案

調達仕様を逸脱しない範囲で、本業務の費用削減案があれば提案すること。

追加提案としてアピールすべき提案があれば、具体的な内容、利点、欠点等を提示し、提案すること。追加費用が必要な場合は明記すること。

②提案見積書【様式3】

見積金額(税抜き)を記載すること。

「見積内訳」には、本業務の実施に必要な金額の全ての内訳を明記すること。

5 契約締結の交渉及び契約締結

(1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位づけを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

6 日程

質問書提出期限 平成30年5月29日(火) 正午

質問回答期限 平成30年5月30日(水)

参加希望及び参加資格に関する申立書提出期限

平成30年6月 1日(金) 正午

提案書提出期限 平成30年6月 6日(水) 正午

第1次審査結果送付(発送) 平成30年6月 8日(金)

第2次プレゼンテーション 平成30年6月14日(木)

15日(金)

プレゼンテーション内容質問期限 平成30年6月20日(水)

プレゼンテーション内容回答期限 平成30年6月22日(金) 正午

第2次審査結果送付 平成30年6月29日(金) 頃

## 7 接触の禁止

本プロポーザルにおいて参加表明書を提出した者は、最優秀提案者等が選定されるまでの間、米子市防災安全課及び上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、企画提案評価員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。

## 8 失格事項

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーションに出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 見積書の金額が業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの。

## 9 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 提出された提案書等は、米子市洪水ハザードマップ作成業務の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は認めない。